

横浜市防災計画「震災対策編」における「災害に強い人づくり」の 推進について

東日本大震災において被災自治体が直面した課題や市民意見募集等でいただいた意見、国の防災基本計画の修正内容などを踏まえ、横浜市防災計画「震災対策編」を全面的に見直しました。

このうち、「災害に強い人づくり」に関する検討や修正の概要については、次のとおりです。

1 防災計画修正にあたっての検討事項・課題等

- ① 自助・共助・公助の定義や役割等が不明確
- ② 避難所運営における市職員と地域との連携強化
- ③ 住民の防災・避難意識の低下
- ④ より多くの防災ライセンスリーダー育成の推進
- ⑤ 体系的な防災教育や地域と連携した防災訓練の実施
- ⑥ ボランティアの受入れ及び活動環境等の整備

2 修正の概要

上記の課題等を踏まえ、主に次のとおり修正を行いました。

(1) 「自助」、「共助」、「公助」による減災

市民や事業者の減災行動に対する理解を促進し、その実践を図るため、自助・共助・公助の定義や役割等について明確にしました。

計画記載内容（下線部分を修正）

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは次の表のとおりです。

(表については別紙参照)

(2) 防災意識の高揚

ア 本市職員に対する防災教育

これまでも、職場での防災教育に加え、市への採用時や昇任時、また、集合教育等の機会を捉え、市職員への防災教育を実施していますが、地域防災拠点運営に関する研修や訓練等への参加についても明確に規定し、市職員の実践力の向上と地域との連携強化を図ることとしました。

計画記載内容 (下線部分を修正)

1 本市職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

区 分	教育方法		教育内容
採用・昇任に伴う教育	採用・昇任に伴う教育の機会をとらえて職位ごとの役割などを含めた防災に関する教育を行う。		教育内容は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 現在本市が取り組んでいる震災対策に関する知識 3 震災時に職員等が果たすべき役割 4 東海地震に関する知識(警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容、東
	新採用職員	総務局人材開発課、 <u>総務局危機管理室</u>	
	係長昇任予定者	総務局人材開発課、 <u>総務局危機管理室</u>	
集合教育	職員の集合教育の機会をとらえて防災に関する教育を行う。		
	一般行政職員	<u>総務局危機管理室</u>	
	消防職員	<u>消防局教育課</u>	
	水道局	人材開発課	
	交通局	能力開発センター	
	教育委員会	<u>教職員育成課</u>	

職場教育	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた防災業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。	海地震予知情報等が発表された場合にとるべき措置)
冊子による教育	「横浜市職員危機管理ポケットブック」により、防災業務を周知徹底する。	5 震災対策として取り組む必要のある課題
研修会等	総務局危機管理室をはじめ各区局は、職員を対象とした防災に関する研修会等を開催し、防災業務の周知徹底を図る。	6 その他必要な事項

イ 市民等への防災・減災の普及啓発

市民等に対する防災・減災の普及啓発の考え方を明記するとともに、対象者の特性に応じた普及啓発の方法、内容等についても明確に規定しました。

計画記載内容（下線部分を修正）

2 市民等への防災・減災の普及啓発

(1) 普及啓発の考え方

普及啓発を進めるうえで必要となる考え方は、次のとおりとします。

ア 生活基盤を通じた普及啓発

市民に幅広く防災・減災の知識の普及啓発を行うため、職場、学校、福祉施設等を単位とした取り組みを進めます。

例えば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及啓発を行うことが重要です。

イ 地域に入り込んだ普及啓発

普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、市民の防災・減災の取組を推進します。

ウ 啓発手段の充実・整理

減災に向けた自助・共助の大切さに対する市民の理解を促進するため、わかりやすく印象的な啓発手段として、よこはま地震防災市民憲章を活用し普及啓発します。

また、啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、啓発媒体の拡充（DVDなどの映像化、点字化音声化、多言語化）を行い、併せて、本市が保有する普及啓発のための多くの情報を、市民や企業、行政が活用しやすいよう整理し、「災害体験型施設」である横浜市民防災センターを市民が減災行動を習得できる施設として活用します。

エ 防災訓練を通じた知識や技術の習得

実践を伴う防災訓練は、普及啓発の手段として有効であり、市民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進していきます。

オ 費用助成制度の活用

広報や教育等を通じて普及啓発を促進するために、家具の転倒防止費用の助成制度などを創設し、活用します。

(2) 啓発対象者の特性及び属する環境に応じた普及啓発

減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者の成長段階や職業等の特性に応じた普及啓発を行います。

子どもに対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じた継続的な学習を推進し、市民の責務の意識づけを図り、学校、PTA、区役所、地域等と連携した実践的な訓練を行います。 ・小学生には、自分自身と家族を守るための「自助」の取組について、正しい知識を習得し、適切な行動を意識づけます。 ・中学生、高校生へと発達段階が進むに応じて、自分だけでなく地域の人々の助けにもなる「共助」の取組について、意識づけを図るとともに、行動に結びつくよう啓発します。
大人に対する普及啓発	<p>消防団、自治会町内会といった関係団体や家庭防災員などとの連携を強化し、継続的な普及啓発を進めます。</p>
要援護者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や福祉施設等と連携し、要援護者及びその補助者が支援に必要な情報を入手できるようにします。 ・要援護者の参加や見学しやすい訓練・イベントを実施（多目的トイレの設置、在宅要援護者の移動方法の確認、個人情報の取扱方法の説明等）するなど、要援護者の訓練・イベント参加を促進します。
地域での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・町の防災組織、消防団、家庭防災員などが中心となり、環境、福祉、防犯、青少年育成、社会教育など、地域の日常的な活動の中に防災の要素を取り入れることで、継続的な普及啓発に結び付けます。 ・地域での「助け合い」や生活情報などの連絡を円滑にし、日頃からの自治会町内会などの地域コミュニティが活性化されるよう、住民同士のコミュニケーションを活発にしていきます。 ・平日の日中に地域にいる中高生などの若い世代に対して、防災の担い手としての期待が高まっていることから、地域防災拠点での訓練に若い世代の参加を促し、地域防災の担い手としての役割の理解・実践につなげていきます。 ・防災・減災の全市的な展開のため、地域の取組事例を集めたホームページを作成するなど活動のノウハウ等を蓄積し、地域が活用できるようにします。 ・防災訓練については、関連する他の訓練（学校での児童引渡し訓練と帰宅訓練など）を組み合わせるなど、より実践的なものにします。 ・地域、企業、学校など多くの主体が連携した実践的な訓練ができるよう支援します。
企業での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員とその家族にまで行き渡るような普及啓発を促します。 ・企業の防災の取組状況（BCPの策定状況や耐震化、備蓄、研修の状況など）を様々なチャンネルを活用して把握します。 ・企業内の防災訓練だけではなく、市や地域が実施する防災訓練に企業の参加を促し、組織的な救助救援や物資の提供などの面で、地域や行政との連携を強化していきます。 ・防災・減災に取り組む企業を褒賞する制度の創設に取り組みます。

(3) 普及の方法及び内容

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、テレビ・ラジオによる広報等それぞれに適した方法で地震に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。

また、減災に向けた自助、共助の大切さを、世代を超えて市民の共通認識としてもらうために策定された、「よこはま地震防災市民憲章」についても活用し、多様な媒体や機会を通じて普及啓発を行っていきます。

項目	普及方法	普及事項
市民への防災知識の普及	1 自治会町内会等の集会における指導 2 自治会町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ、液状化マップの公表 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報（ポスター）の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日頃からの備え 4 地震時における市民の心得（地震時の措置三原則：①その場にあった身の安全 ②すばやく火の始末 ③となり近所の助け合い） 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項

ウ 横浜防災ライセンス

ライセンスリーダーは、地域の防災力向上と発災時の災害対応活動の中核となり得ることから、地域防災拠点ごとにバランス良く取得者を確保すること及びライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会との連携を深めていくことについて明確に規定しました。

計画記載内容（下線部分を修正）

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成して、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- ① 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- ② 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- ③ 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があり、ライセンス習得後は、日頃から習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てます。

現在の取組状況として、平成23年度末時点で約6,113人のライセンスリーダーを養成していますが、地域防災拠点ごとの取得者数にばらつきがあるため、今後は地域間における防災力が偏らないように、各地域防災拠点に10名以上のライセンスリーダーを確保します。また、ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会の連携強化を推進するため、ライセンスリーダーのネットワーク化を全区展開することや、消防団地域防災拠点派遣隊対象の講習会を実施するなどの取組を進めていきます。

エ 学校防災教育の推進

体系的・継続的に防災教育を実施することや学校と PTA、地域等と連携した防災訓練の実施などについて規定しました。

計画記載内容（下線部分を修正）

5 学校防災教育の推進

防災教育の指針に基づいた指導資料及び本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。

さらに、学校と PTA の協力による訓練等の実施や学校、区役所、地域との合同による総合的な訓練を実施することで、学校防災教育の成果を体得させるとともに、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。そのために、総務局危機管理室と連携し、地域の一員であるという自覚を防災教育の中で個々が持てるように、教材開発や情報提供に努めます。

また、防災教育の担い手となる教職員に対しては、研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。

(3) ボランティアとの協力体制の確立

ボランティアを円滑に受入れ、その活動への支援を行うため、平常時から、災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等との顔の見える関係づくりを行うとともに、連携訓練等によるノウハウの蓄積、ボランティアをコーディネートするボランティアリーダーの育成などに取り組むことなどを規定しました。

計画記載内容（下線部分を修正）

2 災害ボランティアセンター等との連携体制の確立

(1) ボランティアネットワーク等との連携体制の強化

ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、災害ボランティアネットワークと社会福祉協議会等が災害ボランティアセンター等において実施するため、平常時から災害ボランティアネットワークやボランティア団体、社会福祉協議会等と協力し、顔の見える関係作りを推進します。

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク間での役割や位置づけを区ごとに協定書等で定め、発災後の迅速な相互連絡とその後の定期的な情報交換・連絡会議を行う体制を整備します。

(2) 訓練等によるノウハウの蓄積、連携の強化

災害ボランティアセンターを速やかに設置し運営するため、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等が連携を強化し、情報を共有しながら、設置ノウハウを蓄積・共有します。このため、防災訓練や図上訓練を、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等が連携して行います。

(3) ボランティアリーダーの養成等

災害ボランティアセンターを柔軟に立ち上げ、運営できるコーディネート能力の高いボランティアリーダー（コーディネーター）となれるスタッフを養成するとともに、災害ボランティ

アセンター設置担当者についても複数人定めることとします。

(4) 災害ボランティアセンターの円滑な設置と運営

発災時、円滑に災害ボランティアセンターを設置し、運営できるように、立ち上げ等の手順について、あらかじめ区ごとに全体の流れや詳細な事項について、マニュアル等を整備します。
また、市は発災時に速やかに災害ボランティアセンターの活動に必要な資機材の提供等を行うこととします。

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り 防災訓練の実施 町の防災組織による住民への普及啓発 →地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） 従業員への教育・食糧・飲料水等の備蓄 滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の被災生活の支援 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実
公助	<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備、 海拔標示 津波警報伝達システムの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ 医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、り災証明の発行 公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の取扱い・火葬 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、り災証明の発行 公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 地域経済の復興支援

太枠：人命にかかわる対応

横浜市防災計画「震災対策編」新旧対照表（抜粋版）

現行計画の頁	旧	新
106	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり</p> <p>（第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災」新設）</p>	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災</p> <p>災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。</p> <p>1 「自助」「共助」「公助」の定義</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。 ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全を守るために最も効果的な方法です。 ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。 </div> <p>2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割ととりくみ</p> <p>「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。</p> <p>そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは次の表のとおりです。</p>

第2部 災害予防計画
第8章 災害に強い人づくり

(「第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災」新設)

旧

新

第2部 災害予防計画
第9章 災害に強い人づくり

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅避難 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 ⇒地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食糧・物資の協定（事業所と地域間等） 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食糧・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 町域の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 在宅被災者に対する個別的な支援活動 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食糧・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	

第2部 災害予防計画
第8章 災害に強い人づくり

(「第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災」新設)

旧

新

第2部 災害予防計画
第9章 災害に強い人づくり

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の連携

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
公助	<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の高規格強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 <p>津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤、護岸の整備、 海抜標示 津波警報伝達システムの整備 <p>ハザードマップの作成</p> <p>灌漑力の強化（公設・灌漑団）、灌漑水利の整備</p> <p>ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の備蓄対策</p> <p>備蓄物資の確保、備蓄庫の整備</p> <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 <p>津波対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波からの避難に関するガイドラインの策定 津波避難施設の指定 <p>帰宅支援施設の確保</p> <p>主要駅等における混乱防止対策の充実</p> <p>事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発</p> <p>学校児童生徒の留め置き計画</p> <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 	<p>市・区災害対策本部の設置</p> <p>被害情報の集約</p> <p>行政機関への応援要請</p> <p>行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援</p> <p>消防隊、消防団による消火活動</p> <p>消防隊、応援隊による救助・救急活動</p> <p>応急給水、食料、生活必需品の供給</p> <p>ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の復旧対応</p> <p>救助物資の要請、受入れ・配分</p> <p>応急危険度判定の実施</p> <p>被災者の住宅確保・応急修理</p> <p>災害関連情報の広報</p> <p>災害廃棄物の処理（し尿・ごみ）</p> <p>緊急交通路・緊急輸送路の確保</p> <p>応急医療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害医療拠点病院での負傷者受け入れ 医療救護所による地域防災拠点への巡回診療 <p>一斉帰宅の抑制</p> <p>帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導</p> <p>学校児童生徒の留め置き</p> <p>臨時休校措置</p>	<p>応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）</p> <p>遺体の取扱い・火葬</p> <p>被災者の生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活相談、職業のあっせん 各種支援金、見舞金の給付 被害認定調査の実施、り災証明の発行 公共料金の減免・融資 等 <p>被災者の心と身体の健康維持</p> <p>臨時休校措置・授業再開計画</p> <p>復興支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災復興本部の設置 震災復興ガイドラインの策定 都市復興の基本方針の策定 震災復興基本計画の策定 地区別整備計画 地区別細部計画の提示 <p>地域経済の復興支援</p>
	自助・共助		

旧

第2部 災害予防計画
第8章 災害に強い人づくり

第1節 防災意識の高揚

1 本市職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

区分	教育方法	教育内容	
採用・昇任に伴う教育	採用・昇任に伴う教育の機会をとらえて職位ごとの役割などを含めた防災に関する教育を行う。	教育内容は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 現在講じられている震災対策に関する知識 3 震災時に職員等が果たすべき役割 4 東海地震に関する知識(警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容、東海地震予知情報等が発表された場合にとるべき措置) 5 震災対策として取り組む必要のある課題 6 その他必要な事項	
	新採用職員		総務局人材開発課、消防局危機管理室
	係長昇任予定者		総務局人材開発課、消防局危機管理室
集合教育	職員の集合教育の機会をとらえて防災に関する教育を行う。		
	一般行政職員		消防局危機管理室
	消防職員		横浜市消防訓練センター
	水道局	人材開発課	
	交通局	能力開発センター	
教育委員会	教育センター		
職場教育	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた防災業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。		
冊子による教育	「横浜市職員危機管理ポケットブック」により、防災業務を周知徹底する。		
研修会等	消防局危機管理室をはじめ各区局は、職員を対象とした防災に関する研修会等を開催し、防災業務の周知徹底を図る。		

新

第2部 災害予防計画
第9章 災害に強い人づくり

第2節 防災意識の高揚

1 本市職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

区分	教育方法	教育内容	
採用・昇任に伴う教育	採用・昇任に伴う教育の機会をとらえて職位ごとの役割などを含めた防災に関する教育を行う。	教育内容は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 現在本市が取り組んでいる震災対策に関する知識 3 震災時に職員等が果たすべき役割 4 東海地震に関する知識(警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容、東海地震予知情報等が発表された場合にとるべき措置) 5 震災対策として取り組む必要のある課題 6 その他必要な事項	
	新採用職員		総務局人材開発課、総務局危機管理室
	係長昇任予定者		総務局人材開発課、総務局危機管理室
集合教育	職員の集合教育の機会をとらえて防災に関する教育を行う。		
	一般行政職員		総務局危機管理室
	消防職員		消防局教育課
	水道局	人材開発課	
	交通局	能力開発センター	
教育委員会	教職員育成課		
職場教育	一般的な防災知識のほか、各職場に定められた防災業務の内容、職員個々の任務、防災業務に関する創意工夫などについて教育する。		
冊子による教育	「横浜市職員危機管理ポケットブック」により、防災業務を周知徹底する。		
研修会等	総務局危機管理室をはじめ各区局は、職員を対象とした防災に関する研修会等を開催し、防災業務の周知徹底を図る。		

現行計画の頁	旧	新
106	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり 第1節 防災意識の高揚 (「2 横浜市地震防災市民憲章(仮称)を活用した普及啓発」の新設)</p> <p>2 市民への防災知識の普及 (「(1)普及啓発の考え方」新設)</p>	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり 第2節 防災意識の高揚 (「2 横浜市地震防災市民憲章(仮称)を活用した普及啓発」削除)</p> <p>2 市民等への防災・減災の普及啓発</p> <p>(1)普及啓発の考え方 普及啓発を進めるうえで必要となる考え方は、次のとおりとします。</p> <p>ア 生活基盤を通じた普及啓発 市民に幅広く防災・減災の知識の普及啓発を行うため、職場、学校、福祉施設等の対象者の生活基盤を、有効な機会と捉え、普及啓発に取り組みます。 例えば、成人の場合は企業等の職場、子どもの場合は学校、要援護者の場合は福祉施設を通じた普及啓発を行うことが重要です。</p> <p>イ 地域に入り込んだ普及啓発 普及啓発の場において、パンフレット等を配布するだけでなく、講演会や指導会等を通じて、地域住民に丁寧で分かりやすい説明を行い、市民の防災・減災の取組を推進します。</p> <p>ウ 啓発手段の充実・整理 減災に向けた自助・共助の大切さに対する市民の理解を促進するため、わかりやすく印象的な啓発手段として、よこはま地震防災市民憲章を活用し普及啓発します。 また、啓発用の広報物等を適宜更新するとともに、啓発媒体の拡充(DVDなどの映像化、点字化音声化、多言語化)を行い、併せて、本市が保有する普及啓発のための多くの情報を、市民や企業、行政が活用しやすいよう整理し、さらに、「災害体験型施設」である横浜市民防災センターを市民が減災行動を習得できる施設として活用します。</p> <p>エ 防災訓練を通じた知識や技術の習得 実践を伴う防災訓練は、普及啓発の手段として有効であり、市民が発災時に冷静かつ的確な対応を取るための知識や技術の習得の機会として推進していきます。</p> <p>オ 費用助成・褒賞制度の活用 広報や教育等を通じて普及啓発を促進するために、家具の転倒防止費用の助成、褒賞制度などを創設し、活用します。</p>

108

第2部 災害予防計画
 第8章 災害に強い人づくり
 第1節 防災意識の高揚
 2 市民への防災知識の普及
 (「(2) 対象者別に必要な事項」の新設)

第2部 災害予防計画
 第9章 災害に強い人づくり
 第2節 防災意識の高揚
 2 市民等への防災の普及啓発
 (2) 啓発対象者の特性及び属する環境に応じた普及啓発
 減災行動について効果的に普及啓発を実施していくために、対象者の成長段階や職業等の特性に応じた普及啓発をします。

子どもに対する普及啓発	<p>発達段階に応じた継続的な学習を推進し、市民の責務の意識づけを図り、学校、PTA、区役所、地域等と連携した実践的な訓練を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生には、自分自身と家族を守るための「自助」の取組について、正しい知識を習得し、適切な行動を意識づけます。 ・中学生、高校生へと発達段階が進むに応じて、自分だけでなく地域の人々の助けにもなる「共助」の取組について、意識づけを図るとともに、行動に結びつくよう啓発します。
大人に対する普及啓発	<p>消防団、自治会町内会といった関係団体や家庭防災員などとの連携を強化し、継続的な普及啓発を進めます。</p>
要援護者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や福祉施設等と連携し、要援護者及びその補助者が支援に必要な情報を入手できるようにします。 ・ 要援護者の参加や見学しやすい訓練や・イベントを実施（多目的トイレの設置、在宅要援護者の移動方法の確認、個人情報取扱方法の説明等）するなど、要援護者の訓練・イベント参加を促進します。
地域での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の防災組織、消防団、家庭防災員などが中心となり、環境、福祉、防犯、青少年育成、社会教育など、地域の日常的な活動の中に防災の要素を取り入れることで、継続的な普及啓発に結び付けます。 ・ 地域での「助け合い」や生活情報などの連絡を円滑にし、日頃からの自治会町内会などの地域コミュニティが活性化されるよう、住民同士のコミュニケーションを活発にしていけます。 ・ 平日の日中に地域にいる中高生などの若い世代に対して、防災の担い手としての期待が高まっていることから、地域防災拠点での訓練に若い世代の参加を促し、地域防災の担い手としての役割の理解・実践につなげていきます。 ・ 防災・減災の全市民的な展開のため、地域の取組事例を集めたホームページを作成するなど活動のノウハウ等を蓄積し、地域が活用できるようにします。 ・ 防災訓練については、関連する他の訓練（学校での児童引渡し訓練と帰宅訓練など）を組み合わせるなど、より実践的なものにします。 ・ 地域、企業、学校など多くの主体が連携した実践的な訓練ができるよう支援します。
企業での普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業の組織性を活かし、従業員とその家族にまで行き渡るような普及啓発を促します。 ・ 企業の防災の取組状況（BCPの策定状況や耐震化、備蓄、研修の状況など）を様々なチャンネルを活用して把握します。 ・ 企業内の防災訓練だけでなく、市や地域が実施する防災訓練への企業の参加を促し、組織的な救助救援や物資の提供などの面で、地域や行政との連携を強化していきます。 ・ 防災・減災に取り組む企業を褒賞する制度の創設に取り組みます。

現行計画の頁	旧	新												
108	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり 第1節 防災意識の高揚</p> <p>2 市民への防災知識の普及</p> <p>(1) 普及の方法及び内容 本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、ラジオ・テレビによる広報等それぞれに適した方法で地震に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。</p> <table border="1" data-bbox="216 600 1486 1094"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>普及方法</th> <th>普及事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民への防災知識の普及</td> <td>1 自治会、町内会等の集会における指導 2 自治会、町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表(※) 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等</td> <td>防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子どものニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	項目	普及方法	普及事項	市民への防災知識の普及	1 自治会、町内会等の集会における指導 2 自治会、町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表(※) 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子どものニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり 第2節 防災意識の高揚</p> <p>2 市民等への防災の普及啓発</p> <p>(3) 普及の方法及び内容 本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、パンフレットの配布、講演会や防災フェアの開催、テレビ・ラジオによる広報等それぞれに適した方法で地震に関する防災知識の普及や防災意識の高揚を図ります。その際、高齢者、障害者等の災害時要援護者、外国人等に対する防災知識の普及について、十分配慮するよう努めます。 また、減災に向けた自助、共助の大切さを、世代を超えて市民に広く共通認識としてもらうために策定された、「よこはま地震防災市民憲章」についても活用し、多様な媒体や機会を通じて普及啓発を行っていきます。</p> <table border="1" data-bbox="1534 619 2804 1192"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>普及方法</th> <th>普及事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民への防災知識の普及</td> <td>1 自治会町内会等の集会における指導 2 自治会町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等</td> <td>防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則：①その場にあった身の安全 ②すばやく火の始末 ③となり近所の助け合い) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項</td> </tr> </tbody> </table>	項目	普及方法	普及事項	市民への防災知識の普及	1 自治会町内会等の集会における指導 2 自治会町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則：①その場にあった身の安全 ②すばやく火の始末 ③となり近所の助け合い) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項
項目	普及方法	普及事項												
市民への防災知識の普及	1 自治会、町内会等の集会における指導 2 自治会、町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表(※) 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子どものニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項												
項目	普及方法	普及事項												
市民への防災知識の普及	1 自治会町内会等の集会における指導 2 自治会町内会の自主的防災活動及び地域防災拠点運営委員会に対する指導、助言 3 地震マップ・液状化マップの公表 4 防災パンフレット、映画、ビデオ等広報資料の作成・配布 5 新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等各種広報媒体の活用 6 広報よこはま及び市民広報(ポスター)の活用 7 パネル展示、講演会、防災フェア等	防災知識の普及は、次の事項を基本とする。 1 地震及び津波に関する知識 2 防災機関の震災対策 3 地震に対する日ごろからの備え 4 地震時における市民の心得(地震時の措置三原則：①その場にあった身の安全 ②すばやく火の始末 ③となり近所の助け合い) 5 地域防災拠点、広域避難場所の周知 6 道路交通規制及びドライバーの心得 7 救出・応急救護の方法 8 東海地震に関する知識 9 女性・子ども・高齢者・障害者のニーズに配慮した避難所運営、女性・子どもを狙った犯罪防止等 10 その他必要な事項												
109	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり 第1節 防災意識の高揚</p> <p>3 横浜防災ライセンス</p> <p>地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成して、地域防災力の向上を図ります。 ライセンスの種類には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」 ②救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」 ③各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」 <p>の3種類があり、平成22年度までに、生活・救助資機材取扱リーダーは各3,250名、「資機材取扱指導員」は100名の計6,600名を養成します。特に、女性のライセンス取得を促進し、女性の防災リーダーの育成につなげます。</p>	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり 第2節 防災意識の高揚</p> <p>3 横浜防災ライセンス</p> <p>地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を行い、所定のカリキュラムを修了した者に対して「横浜防災ライセンス証」を交付し、地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなる人材を養成して、地域防災力の向上を図ります。 ライセンスの種類には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」 ②救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」 ③各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」 <p>の3種類があり、<u>ライセンス習得後は、日ごろから習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てます。</u> <u>現在の取組状況として、平成23年度末時点で約6,113人のライセンスリーダーを養成していますが、地域防災拠点ごとの取得者数にばらつきがあるため、今後は地域間における防災力が偏らないように、各地域防災拠点に10名以上のライセンスリーダーを確保します。</u> <u>また、ライセンスリーダーと地域防災拠点運営委員会の連携強化を推進するため、ライセンスリーダーのネットワーク化を全区展開することや、消防団地域防災拠点派遣隊対象の講習会を実施するなどの取組を進めていきます。</u></p>												

現行計画の頁	旧	新
110	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 防災意識の高揚</p> <p>5 学校防災教育の推進</p> <p>児童生徒用防災ハンドブック「地震と私たち」及び本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、児童生徒の発達段階に応じた教育計画に基づく学校防災教育を推進します。</p> <p>さらに、教職員の研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。</p>	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり</p> <p>第2節 防災意識の高揚</p> <p>5 学校防災教育の推進</p> <p>防災教育の指針に基づいた指導資料及び本市ホームページなどを活用し、防災に対する知識を深めるとともに、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間と防災教育との関連を図りながら、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方、清掃などの身近なボランティア活動等について、<u>教育計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた体系的・継続的な学校防災教育を推進します。</u></p> <p>さらに、学校とPTAの協力による訓練等の実施や学校、区役所、地域との合同による総合的な訓練を実施することで、<u>学校防災教育の成果を体得させるとともに、地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。そのために、総務局危機管理室と連携し、地域の一員であるという自覚を防災教育の中で個々が持てるように、教材開発や情報提供に努めます。</u></p> <p>また、防災教育の担い手となる教職員に対しては、研修を充実し、防災教育に関する指導力や防災対応能力、救護処置能力を高めます。</p>
114	<p>第2部 災害予防計画 第8章 災害に強い人づくり</p> <p>第5節 ボランティアとの協力体制の確立</p> <p>（「2 災害ボランティアセンター等との連携体制の確立」新設）</p>	<p>第2部 災害予防計画 第9章 災害に強い人づくり</p> <p>第6節 ボランティアとの協力体制の確立</p> <p>2 災害ボランティアセンター等との連携体制の確立</p> <p>(1) ボランティアネットワーク等との連携体制の強化</p> <p><u>ボランティア希望者の受入れや被災者からのニーズ等との調整については、災害ボランティアネットワークと社会福祉協議会等が災害ボランティアセンター等において実施するため、平常時から災害ボランティアネットワークやボランティア団体、社会福祉協議会等と協力し、顔の見える関係作りを推進します。</u></p> <p><u>災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク間での役割や位置づけを区ごとに協定書等で定め、発災後の迅速な相互連絡とその後の定期的な情報交換・連絡会議を行う体制を整備します。</u></p> <p>(2) 訓練等によるノウハウの蓄積、連携の強化</p> <p><u>災害ボランティアセンターを速やかに設置し運営するため、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等が連携を強化し、情報を共有しながら、設置ノウハウを蓄積・共有します。このため、防災訓練や図上訓練を、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等が連携して行います。</u></p> <p>(3) ボランティアリーダーの養成等</p> <p><u>災害ボランティアセンターを柔軟に立ち上げ、運営できるコーディネート能力の高いボランティアリーダー（コーディネーター）となれるスタッフを養成するとともに、災害ボランティアセンター設置担当者についても複数人定めることとします。</u></p> <p>(4) 災害ボランティアセンターの円滑な設置と運営</p> <p><u>発災時、円滑に災害ボランティアセンターを設置し、運営できるように、立ち上げ等の手順について、あらかじめ区ごとに全体の流れや詳細な事項についてマニュアル等を整備します。また、市は発災時に速やかに災害ボランティアセンターの活動に必要な資機材の提供等を行うこととします。</u></p>